にっぽうニュース

（令和4年5月9日）

① 立体商標

意匠で店舗等の外観・内装が保護されるようになりましたが、商標でも立体商標の運用が改訂されています。

複数の立体的形状からなっていても許容される
商標でない部分を破線で書き分けることができる
内装の端が切れていても許容される
商標の詳細な説明を記載することになる

従来の立体商標

② 商標の抜け駆け出願

出願手数料の支払いのない商標登録出願が大量に行われることがあります（商標の審査期間が長くなったのは、これも原因の１つかもしれません）。このような手続に瑕疵のある出願は、約4～6ヶ月で却下されることになります。しかし、それが先願として存在していると、拒絶理由が通知されてしまいます（特に早期審査を申請している場合）。

この場合でも、先願が却下され次第、登録査定にする旨を拒絶理由通知に明示的に記載されるとのことで、先願が却下されるのを待たずに出願しても良いようです。でも、後願者に売りつける目的で出願手数料の支払いがあれば、先取りされてしまう可能性もあります。

こちら特許部
NIPPO（ニッポウ） 日峯国際特許事務所
〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F
ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。
☎ 029-228-5622
✉ info@nippo-patent.jp